

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【医療】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	医療	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒が、医療機関において保険証で診察した医療費(外来・入院)の自己負担分を全額助成します。</p> <p>1 対象者 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒 (15歳に達した以後の最初の3月31日まで)</p> <p>2 助成額 自己負担分全額(保険診療分)</p> <p>3 申請方法 ①医療機関において「受給資格者証」の提示及び必要事項の記載 ②市窓口において「領収書及び受給資格者証」の提示及び必要事項の記載</p> <p>4 助成方法 償還払方式となりますので、一旦、医療機関で自己負担分を支払った後、上記手続きに基づき、指定口座に助成金を振り込みます。</p>
枕崎市	医療	子ども医療費助成制度	<p>★ 0歳～中学校第3学年修了(15歳に達する最初の3月31日)までの、保険診療分の医療費を全額助成します。</p> <p>受給資格取得日 出生の方:出生の日から 転入の方:県外から転入は転入日から 県内から転入 1日転入はその日から 2日以降転入は転入の翌月から</p> <p>※転入の方は前住所地での課税証明書が必要です。 ※診療月から2年を超えると申請できません。</p>
いちき串木野市	医療	子ども医療費助成事業	<p>★ ○医療費の自己負担額を全額助成します。 ○健康保険に加入し、本市に住所を有する中学卒業まで(満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもの対象です。 ※ただし生活保護世帯、重度心身障害者医療費助成受給者、ひとり親家庭等医療費助成受給者は対象外です。</p>
南さつま市	医療	なでしこ健診	<p>★ 市の実施する集団健診において、対象となる年齢の女性に、特定健診と女性検診を含む各種がん検診を一日で実施できる健診を行います。</p> <p>1.対象者(年度末を基準日としての年齢) ・南さつま市に住民登録があること ・41歳、46歳、51歳、56歳、61歳の女性の方</p> <p>2.健診種別 特定健診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、腹部超音波検診、大腸がん検診</p>
南さつま市	医療	華の50歳・還暦健診	<p>★ 市の実施する集団健診において、下記年齢の者を対象に、特定健診と各種がん検診を無料で実施します。</p> <p>1.対象者(年度末を基準日としての年齢) 南さつま市に住民登録がある、50歳、60歳の方</p> <p>2.健診種別 特定健診、肺がん検診、胃がん検診、腹部超音波検診、大腸がん検診</p> <p>3.利用料金 無料</p>
南さつま市	医療	人間ドック等補助金	<p>★ 南さつま市国民健康保険の加入期間が1年以上ある30歳から74歳までの方で、人間ドック・脳ドック・がんドック(PET/CTドック)を受診された方に対し、かかった費用の一部を補助します。 ただし、4月1日現在で40・45・50・55・60歳の節目の方で、人間ドック(節目人間ドック)を受診された方については、かかった費用の全額を補助します。</p> <p>1.対象者 人間ドック・脳ドック・がんドック ⇒ 30歳から74歳までの方 節目人間ドック ⇒ 4月1日現在40・45・50・55・60歳の方</p> <p>2.助成額 人間ドック・脳ドック 費用の7割(100円未満切捨) がんドック 上限50,000円 節目人間ドック 費用の全額</p> <p>3.手続き方法 受診予約 ⇒ 交付申請(承認書・質問票交付) ⇒ 受診 ⇒ 交付請求(領収書・検査結果・質問票提出) ⇒ 補助金交付</p>
南九州市	医療 出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学生までの子どもに係る医療費を全額無料にしています。 助成を行うことにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進と健やかな育成を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>【対象者】 満15歳以後の最初の3月31日まで(中学校を卒業するまで)の間にある児童</p> <p>【助成内容】 中学生までの子どもに係る医療費を全額無料にしています。</p>
錦江町	医療	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒に係る医療費自己負担分を助成します。</p> <p>1. 対象者 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒 2. 助成額 自己負担分の全額 3. 助成方法 償還払い(実績による口座振込・・・原則診療月の2ヶ月後)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【医療】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
肝付町	医療	子ども医療費助成制度	<p>★ 子ども(15歳に達する日以降最初の3月31日までにある者)の保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関に支払った助成対象者に対して子ども医療費助成金を支給します。</p> <p>■支給資格 肝付町に住所を有する子ども</p> <p>■助成額 保険給付(医科・歯科・調剤等)に係る一部負担金金額 入院時食事療養費、任意予防接種等は該当しません 医療保険各法の規定により支給される高額療養費等は支給額から差し引きます</p>
中種子町	医療	乳幼児等医療費助成事業	<p>★ 小学校卒業までの乳幼児・児童に係る医療費自己負担分を助成します。</p> <p>1 対象者 小学校卒業までの乳幼児・児童</p> <p>2 助成額 保険診療内の医療費自己負担分全額</p> <p>3 助成方法 自動償還払い</p>
南種子町	医療	子ども医療費助成事業	<p>★ 18歳に達した最初の3月31日までに、各健康保険法の規定により支払った保険医療費個人負担額を全額助成しています。ただし、付加給付や高額医療費が支給された場合は、その分を控除した額を助成します。</p> <p>・助成対象の子どもを監護している者。</p>
南種子町	医療	離島地域不妊治療支援事業	<p>★ 特定不妊治療に係る通院や現地滞在等に要する経費の一部を助成する。</p>
喜界町	医療	医療費助成	<p>★ 高校生以下の医療費助成 出産に伴う医療費等助成</p>
徳之島町	医療	旅費助成	<p>★ ハイリスク妊産婦、障がい者手帳を所持する児童または島内での治療が困難な児童、臓器移植等、島外の医療機関を受診する際の旅費・宿泊費の助成を行っています。</p>
徳之島町	医療	医療費助成	<p>◆乳幼児等医療費助成   小学校入学前の子どもに対して医療費を助成します。</p> <p>◆ひとり親家庭等医療費助成   母子家庭、父子家庭等への医療費を助成します。</p>
伊仙町	医療	重度心身障害者医療費助成	<p>★ 重度の身体障害児(者)や知的障害児(者)の方が、医療保険各法及び老人保健法による医療を受けた場合に、その医療費の自己負担分を助成します。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の等級が1・2級の者</li> <li>・療育手帳の等級がAの者</li> <li>・身体障害者手帳の等級が3級の者(療育手帳B1所持者)</li> </ul>
伊仙町	医療	ひとり親家庭医療費助成	<p>★ 母子・父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持増進を図るために、医療費の自己負担分を補助する制度です。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊仙町に住所を有し、配偶者のない母又は父及びひにこれに準ずる者で、18歳未満の児童(ひとり親家庭等の父又は母及び児童、父母のいない児童が対象)ただし、所得状況によっては受けられない場合もあります。</li> </ul> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険等の対象となった医療費の自己負担した額です。</li> </ul>